

令和 6年度

埋立てた一般廃棄物の種類、数量及び最終処分場残余容量

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般廃棄物の種類	焼却灰(トシ)	0												0.0
	飛灰(薬剤処理後)(トシ)	0												0.0
	破碎残渣(トシ)	0.0												0.0
	計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
第3期最終処分場残余容量 (m³)														3,542.4
第2期最終処分場残余容量 (m³)		0												

飛灰:薬剤処理後

擁壁等の定期点検

項目	実施月日	4月30日												
点検の結果		異常なし												
備考														

第1期最終処分場に係る浸出水について

測定項目及び単位	測定月日	4月14日			排水基準値 (最終処分基準省令)
	報告日	4月28日			
水素イオン(PH)					5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg／リットル	3.4			60
化学的酸素要求量(COD)	mg／リットル	8.8			90
浮遊物質(SS)	mg／リットル	17.0			60
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg／リットル				5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	mg／リットル				30
フェノール類	mg／リットル				5
銅	mg／リットル				3
亜鉛	mg／リットル				5
溶解性鉄	mg／リットル				10
溶解性マンガン	mg／リットル				10
クロム	mg／リットル				2
大腸菌群	個／立法cm				日平均3000
窒素	mg／リットル				120(日平均60)
リン	mg／リットル				16(日平均8)
カドミウム及びその化合物	mg／リットル				0.03
シアノ化合物	mg／リットル				1
有機リン化合物	mg／リットル				1
鉛及びその化合物	mg／リットル				0.1
六価クロム化合物	mg／リットル				0.5
砒素及びその化合物	mg／リットル				0.1

水銀及びその化合物	mg／リットル				0.005
アルキル水銀	mg／リットル				不検出
PCB	mg／リットル				0.003
トリクロロエチレン	mg／リットル				0.1
テトラクロロエチレン	mg／リットル				0.1
ジクロロメタン	mg／リットル				0.2
四塩化炭素	mg／リットル				0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg／リットル				0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg／リットル				0.2
シスー1, 2-ジクロロエチレン	mg／リットル				0.4
1, 4-ジオキサン	mg／リットル				0.5
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg／リットル				3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg／リットル				0.06
1, 3-ジクロロプロパン	mg／リットル				0.02
チウラム	mg／リットル				0.06
シマジン	mg／リットル				0.03
チオベンカルブ	mg／リットル				0.2
ベンゼン	mg／リットル				0.1
セレン及びその化合物	mg／リットル				0.1
ほう素及びその化合物	mg／リットル				10
ふつ素及びその化合物	mg／リットル				8
アンモニア、アンモニウム化合物	mg／リットル				(アンモニア性窒素×0.4)+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素≤100
亜硝酸化合物	mg／リットル				—
硝酸化合物	mg／リットル				—
沃素消費量	mg／リットル				
ニッケル及びその化合物	mg／リットル				

*最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

第2期最終処分場に係る浸出水について

測定項目及び単位	測定月日	4月14日			排水基準値 (最終処分基準省令)
	報告日	4月28日			
水素イオン(PH)					5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg／リットル	5.7			60
化学的酸素要求量(COD)	mg／リットル	4.6			90
浮遊物質(SS)	mg／リットル	2.0			60
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg／リットル				5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	mg／リットル				30
フェノール類	mg／リットル				5
銅	mg／リットル				3
亜鉛	mg／リットル				5
溶解性鉄	mg／リットル				10
溶解性マンガン	mg／リットル				10
クロム	mg／リットル				2
大腸菌群	個／立法cm				日平均3000
窒素	mg／リットル				120(日平均60)
リン	mg／リットル				16(日平均8)
カドミウム及びその化合物	mg／リットル				0.03
シアノ化合物	mg／リットル				1
有機リン化合物	mg／リットル				1
鉛及びその化合物	mg／リットル				0.1
六価クロム化合物	mg／リットル				0.5
砒素及びその化合物	mg／リットル				0.1
水銀及びその化合物	mg／リットル				0.005
アルキル水銀	mg／リットル				不検出
PCB	mg／リットル				0.003
トリクロロエチレン	mg／リットル				0.1
テトラクロロエチレン	mg／リットル				0.1
ジクロロメタン	mg／リットル				0.2

四塩化炭素	mg／リットル					0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg／リットル					0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg／リットル					0.2
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg／リットル					0.4
1, 4-ジオキサン	mg／リットル					0.5
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg／リットル					3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg／リットル					0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg／リットル					0.02
チウラム	mg／リットル					0.06
シマジン	mg／リットル					0.03
チオベンカルブ	mg／リットル					0.2
ベンゼン	mg／リットル					0.1
セレン及びその化合物	mg／リットル					0.1
ほう素及びその化合物	mg／リットル					10
ふつ素及びその化合物	mg／リットル					8
アンモニア、アンモニウム化合物	mg／リットル					(アンモニア性窒素×0.4) + 垂硝酸性窒素 + 硝酸性窒素≤100
垂硝酸化合物	mg／リットル					—
硝酸化合物	mg／リットル					—
沃素消費量	mg／リットル					
ニッケル及びその化合物	mg／リットル					

*最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

第3期最終処分場に係る浸出水について

*最終処分基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

最終処分場周縁地下水について

六価クロム	mg／リツ											0.05
砒素	mg／リツ											0.01
総水銀	mg／リツ											0.0005
アルキル水銀	mg／リツ											不検出
PCB	mg／リツ											不検出
トリクロロエチレン	mg／リツ											0.01
テトラクロロエチレン	mg／リツ											0.01
ジクロロメタン	mg／リツ											0.02
四塩化炭素	mg／リツ											0.002
1, 2-ジクロロエタン	mg／リツ											0.004
1, 1-ジクロロエチレン	mg／リツ											0.1
1, 2-ジクロロエチレン	mg／リツ											0.04
1, 4-ジオキサン	mg／リツ											0.05
クロロエチレン(塩化ビニールモノマー)	mg／リツ	0.0002未満										0.002
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg／リツ											1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg／リツ											0.006
1, 3-ジクロロプロペーン	mg／リツ											0.002
チウラム	mg／リツ											0.006
シマジン	mg／リツ											0.003
チオペンカルブ	mg／リツ											0.02
ベンゼン	mg／リツ											0.01
セレン	mg／リツ											0.01
ほう素	mg／リツ											
ふつ素	mg／リツ											
亜硝酸態窒素	mg／リツ											
硝酸性窒素	mg／リツ											
下流井戸	電気伝導率	mS/m	120									—
	塩化物イオン	mg／リツ	200									—
	カドミウム	mg／リツ										0.003
	全シアン	mg／リツ										不検出
	鉛	mg／リツ										0.01
	六価クロム	mg／リツ										0.05
	砒素	mg／リツ										0.01
	総水銀	mg／リツ										0.0005
	アルキル水銀	mg／リツ										不検出
	PCB	mg／リツ										不検出
	トリクロロエチレン	mg／リツ										0.01
	テトラクロロエチレン	mg／リツ										0.01
	ジクロロメタン	mg／リツ										0.02
	四塩化炭素	mg／リツ										0.002
	1, 2-ジクロロエタン	mg／リツ										0.004
	1, 1-ジクロロエチレン	mg／リツ										0.1
	1, 2-ジクロロエチレン	mg／リツ										0.04
	1, 4-ジオキサン	mg／リツ										0.05
	クロロエチレン(塩化ビニールモノマー)	mg／リツ	0.0002未満									0.002
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg／リツ										1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg／リツ										0.006
	1, 3-ジクロロプロペーン	mg／リツ										0.002
	チウラム	mg／リツ										0.006
	シマジン	mg／リツ										0.003
	チオペンカルブ	mg／リツ										0.02
	ベンゼン	mg／リツ										0.01
	セレン	mg／リツ										0.01
	ほう素	mg／リツ										
	ふつ素	mg／リツ										
	亜硝酸態窒素	mg／リツ										
	硝酸性窒素	mg／リツ										

*最終処分基準省令:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令

*周縁地下水基準値1pg／リツ:ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について(環境庁告示第68号、平成11年12月27日)